

令和7年度通学路交通安全プログラムに係る確認依頼箇所

|  |
|--|
| 凡例   |
| ◎対策予定or完了、○代替対策、△対策検討・未定<br>※対策不可、一対策必要なし、該当なし |

| 整理番号 | No  | 学校区    | 要望箇所                           | 安全上の問題、課題                             | 学校等要望内容   | 新規<br>OR<br>継続 | 対策メニュー等  | 対策 | 担当                  |
|------|-----|--------|--------------------------------|---------------------------------------|---|----------------|--|----|---------------------|
| 1    | 3-1 | 千里丘小学校 | 千里丘1丁目13 マルヤス横<br>(府道14号線)     | 見通しの悪いところからの車の飛び出しがあり、子どもとの交錯の危険性がある。 | ミラー等の設置で見通しをよくするように工夫をしていただきたい。   | 継続             | ミラー等の設置による自動車の見通しの向上が児童への安全に必ずしも寄与しないため、設置せず。その他の対策案等が必要であれば大阪府に申し送りする。      | -  | 道路交通課               |
| 2    | 3-2 | 千里丘小学校 | 千里丘5丁目5～11付近 店舗出入口<br>(府道14号線) | 店舗への出入りの車があり、見通しが悪く、注意が必要になっている。      | 各店舗への指導並びに、ミラー等の道路の設置をお願いしたい。   | 継続             | ミラー等の設置による自動車の見通しの向上が児童への安全に必ずしも寄与しないため、設置せず。その他の対策案等が必要であれば大阪府に申し送りする。      | -  | 道路交通課               |
| 3    | 3-3 | 千里丘小学校 | 千里丘4丁目11付近                     | 自転車や車の通行が道幅に対して多いので登下校時とても危険である。      | 片側相互通行などの措置をとっていただくなどしてもらわないと、車がすれ違うだけでも難しいところを子どもが通学路として使わなければならぬので、対策を考えいただきたい。 | 継続             | ①現行で実施できる対策(グリーンベルト・ポール・見守り)は実施済み。<br>②定量的には交通量が多い道路とは言えず、道路の通行の制限も不可。       | ×  | ①道路交通課・教육政策課<br>②警察 |
| 4    | 4-1 | 味生小学校  | 一津屋一丁目20付近の交差点                 | 通行する自動車が一旦停止や減速をせずに通過する。              | 信号の設置   | 継続             | 信号設置要件を満たす交通量ではないため不可。   | ×  | 警察                  |
| 5    | 4-2 | 味生小学校  | 一津屋一丁目31及び32付近交差点              | 通行する自動車が減速せずに通過する。                    | 消えかけている路面表示の復旧。標識等の新設。  | 継続             | 消えかけている路面表示の復旧予定。  | ◎  | 道路交通課               |
| 6    | 4-3 | 味生小学校  | 味生小学校北側道路                      | ガードレールがなく、児童と車両が接触する危険がある。            | ガードレールやグリーンベルトの新設。  | 継続             | グリーンベルトの設置予定。  | ◎  | 道路交通課               |
| 7    | 4-4 | 味生小学校  | 鳥飼和道二丁目と一津屋一丁目の境界水路沿い          | 車両の交通量が多く、道路を横断する際に危険がある。             | 横断歩道の新設。  | 継続             | ①定量的には交通量が多い道路ではない。横断歩道に必要な面積(たまり)の確保ができない。<br>②現行で実施できる対策(グリーンベルト・ポール)は実施済。 | ×  | ①警察<br>②道路交通課       |
| 8    | 4-5 | 味生小学校  | 一津屋二丁目の水路沿いの歩道                 | コンクリートやアスファルトにわれ等が多数あり危険である。          | 歩道の点検整備。  | 新規             | 市道についてはパトロールを実施しており、適宜修繕を行っている。当該場所についても必要に応じ修繕する。                           | △  | 道路管理課               |

## 令和7年度通学路交通安全プログラムに係る確認依頼箇所

凡例

◎対策予定or完了、○代替対策、△対策検討・未定

※対策不可、一対策必要なし、該当なし

| 整理番号 | No.  | 学校区     | 要望箇所                                    | 安全上の問題、課題  | 学校等要望内容  | 新規OR継続 | 対策メニュー等   | 対策 | 担当                            |
|------|------|---------|---|--|--|--------|---|----|-------------------------------|
| 9    | 5-1  | 摂津小学校   | 摂津小学校正門前道路                              | 当該道路は道幅が狭いが、車の交通量が多いため、児童は狭いガードレールの内側を通って登下校している。<br>本校の児童のほとんどが、郵便局前の交差点を渡つて登下校している。また、特に登校の時間帯には、小学生だけでなく中学生や高校生もこの交差点を利用している。<br>交差点の摂津小学校側は、信号を待つスペースが狭いため、児童が道にはみ出してしまうことが多く、車が児童の近くを通り非常に危険である。<br>また、道幅が狭いため、車がすれ違う際にガードレールとガードレールの間に寄せて止まることが多く、車が児童の列に近づき危険である。<br>毎年要望を出しているが、対策が講じられていない。 | 摂津小学校正門前の道路について、特に利用者の多い登校中の時間帯(8:00～8:30)は、車の通行を制限する。                   | 継続     | ①今までにできる対応(グリーンベルト・グレーティング設置)は実施済。<br>②交通規制については地元からの要望を取りまとめてもらう必要がある。ただし、要望が通るかは確約できない。       | △  | ①道路交通課<br>②警察                 |
| 10   | 6-1  | 別府小学校   | 東別府1丁目5番付近、歩道がへこんでいるため、雨が降ると全面が水たまりになる。 | 水たまりをよけようと車道に出る危険がある。  | 道路の整備  | 新規     | 道路の当該部分修繕予定。  | ○  | 道路管理課                         |
| 11   | 6-2  | 別府小学校   | 別府2丁目6・7番付近、道幅が狭く、ブロック塀が高い。             | 狭く曲がりくねっているうえにブロック塀で見通しが悪く大変危険である。   | ブロック塀の撤去   | 新規     | カーブミラーや啓発する表示あり、すでにできる対応は実施済。<br>ブロック塀は個人所有のため対応不可。   | ×  | 道路交通課                         |
| 12   | 7-1  | 三宅柳田小学校 | 学園町二丁目2番付近 防領橋交差点                       | 登下校時、車や自転車の交通量(特にモノレール駅側からの左折車)が非常に多く、児童が信号を渡る際に非常に危険である。  | 登下校時の横断見守り、注意喚起  | 継続     | R6に電柱幕等設置済。   | ×  | 道路交通課                         |
| 13   | 7-2  | 三宅柳田小学校 | 学園町一丁目4番付近 柳田橋前横断歩道                     | 登校時、本校及び第三中学校の生徒と、自転車で走行する摂津高校生が合流する地点である。自転車が一時停止せず走行することがあり、特に雨天時は衝突の危険がある。すぐ横に横断歩道があるが、車道を横切る自転車も見られる。交通専従員配置済みであるが、危険である。  | 横断時一時停止の大きな標識設置。「車道を横切らない」の標識設置  | 継続     | ①法的には通ることを止められない。<br>②交通専従員配置済。<br>③標示関連検討。   | △  | ①道路交通課・警察<br>②教育政策課<br>③道路交通課 |
| 14   | 11-1 | 第一中学校   | 摂津郵便局角の交差点                              | 登下校時、児童と生徒の動線が交差することに加え、交差点を通過する児童生徒の数が多い。歩道が狭く、通行する人数に見合った幅になっていないため、児童生徒(あわせて市民も)が車道を歩かざるを得ない状況である。  | 摂津小学校前の道路について、8:00～8:45までの時間帯で自動車の通行を抑制する。<br>歩道を広げる。または郵便局側に新たに歩道を整備する。 | 継続     | ①対側の中学校側の歩道を限界まで大きくとっているため、これ以上の歩道設置は不可。<br>②交通規制については地元からの要望を取りまとめてもらう必要がある。ただし、要望が通るかは確約できない。 | △  | ①道路交通課<br>②警察                 |
| 15   | 14-1 | 第四中学校   | 東別府三丁目5～6番大高線歩道(府道16号線)                 | 歩道が狭く、生徒登校時に出勤の会社員の自転車と行き違う。   | 歩道幅を広げる<br>(商業施設敷地内を通る通学路を設定できれば解決される。)                                  | 継続     | ①府道のため対応不可。申し送り。<br>②商業施設敷地内を通る通学路は適切ではなく設定不可。  | -  | ①茨木土木事務所<br>②教育政策課            |
| 16   | 14-2 | 第四中学校   | 東別府三丁目6番閑大北陽第二グラウンド沿い道路                 | 道路幅が狭く、歩道がないうえ車の抜け道になっていて交通量も多い。   | ガードレールを設置する。<br>(商業施設敷地内を通る通学路を設定できれば解決される。)                             | 継続     | 「スクールゾーン」の路面標示設置。   | ○  | 道路交通課                         |
| 17   | 14-3 | 第四中学校   | 東別府三丁目7番マルサングループ前交差点                    | 信号のない交差点で、横断歩道もない。   | 歩行者信号を設置する、または横断歩道を設置する。<br>(商業施設敷地内を通る通学路を設定できれば解決される。)                 | 継続     | ①歩行者信号、横断歩道設置要件を満たす交通量はないため不可。<br>②交差点の路面標示設置。  | ○  | ①警察<br>②道路交通課                 |
| 18   | 1-1  | 鳥飼小学校   | 鳥飼下1号線                                  | 鳥飼小学校区の自治会より要望<br>当該道路の歩車分離・速度抑制   | グリーンベルト設置  | 新規     | グリーンベルト設置   | ◎  | 道路交通課                         |

## 令和7年度通学路交通安全プログラムに係る確認依頼箇所

凡例

◎対策予定or完了、○代替対策、△対策検討・未定  
 ×対策不可、一対策必要なし、該当なし

| 整理番号 | No  | 学校区   | 要望箇所    | 安全上の問題、課題                        | 学校等要望内容   | 新規<br>OR<br>継続 | 対策メニュー等   | 対策 | 担当    |
|------|-----|-------|---------|----------------------------------|-----------|----------------|-----------|----|-------|
| 18   | 1-2 | 鳥飼小学校 | 鳥飼中31号線 | 鳥飼小学校区の自治会より要望<br>当該道路の歩車分離・速度抑制 | グリーンベルト設置 | 新規             | グリーンベルト設置 | ◎  | 道路交通課 |